

愛媛県農林水産研究所における特定外部資金に係る内部監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は愛媛県科学研究費補助金等特定外部資金取扱要綱（以下「県要綱」という。）第12条の規定に基づき、特定外部資金（県要綱第2条に定めるものをいう。以下同じ。）に係る内部監査（以下「監査」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 監査は、特定外部資金の使用状況及び管理体制の検証を行うことによって、経理の適正な執行を図ることを目的とする。

(監査員及び監査責任者)

第3条 愛媛県農林水産研究所長（以下「所長」という。）は、特定外部資金の直接事務担当者を除く職員のうちから2名以上の監査員を指名するものとする。

2 所長は、監査責任者を置くこととし、所長が指名する者をもって充てる。

(監査員の権限)

第4条 監査員の権限は次の各号のとおりとする。

(1) 監査対象事業の関係者に対し、帳簿及び諸資料の提出並びに事実の説明及び報告その他監査の実施上必要な要求を行うこと

(2) 必要に応じて、監査対象事業の関係者以外の者に対し、立会、意見などを求めること

2 前項第1号の要求を受けたものは、正当な理由なくしてこれを拒否又は虚偽の回答をしてはならない。

(監査員の順守事項)

第5条 監査員は次の各号を順守しなければならない。

(1) 監査はすべて事実に基づいて行い、その判断及び意見の表明を行うに当たっては、公正不偏の態度を保持しなければならない。

(2) 監査により知り得た事項を他に漏らしたり、自ら利用してはならない。

(3) 監査の実施並びに監査記録及び報告書の作成については、監査の重要性に鑑み、十分な注意を持って行わなければならない。

(監査の実施)

第6条 監査は、対象事業（研究課題）ごとに年1回、証拠書類の確認等により行う。

2 前項の規定にかかわらず、監査責任者の指示あるときは、実際の特定期間外部資金使用状況や納品状況等の事実関係を関係者への質問・聴取、書類と現物との実査等により厳密な調査を行うことができる。

(監査対象年度)

第7条 監査は、当該監査実施の前年度執行分を基本とし、必要に応じ他の年度執行分についても対象とする。

(監査の通知)

第8条 監査責任者は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ監査対象者に対して、監査期日及び監査員の職名・氏名その他必要な事項を通知するものとする。

(監査の報告等)

第9条 監査責任者は、監査終了後、各監査員の報告を取りまとめ、速やかに監査報告書を作成し、所長に提出しなければならない。

2 監査責任者は、所長に報告した監査結果について、当該監査対象者にも通知しなければならない。

(改善の措置)

第10条 所長は、監査の結果により特定外部資金の執行について必要な是正改善の措置を講じるものとする。

2 監査対象者は、是正改善の措置を求められたときは、直ちにその措置を講じるとともに、その結果を所長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、監査の実施に必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月23日から施行する。